

深浦町新型コロナウイルスワクチン接種実施計画

深 浦 町

(令和3年3月5日作成)

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、国においては予防接種法を改正し、臨時に予防接種を行うよう指示することができることとなった。

町は、町民の生命及び健康を守っていくために、臨時の予防接種の実施主体として、接種を円滑に行うことを目的に『深浦町新型コロナウイルスワクチン接種実施計画』を策定するものである。

計画策定にあたり、高齢者や高齢者のみ世帯の多い当町では、高齢者に配慮した情報発信方法や接種会場までのアクセス確保、要援護者への接種支援のために地域及び関係者の協力を得るなど、きめ細かな接種体制を整備する。

2 実施期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日

3 接種対象者数

対象	算定方法	対象者数	
医療従事者等	厚労省：総人口の3%	232	①
高齢者	住基：75歳以上	2,165	②
	住基：65～74歳	1,659	③
基礎疾患を有する者	厚労省：20～64歳の場合は総人口の6.3%	488	④
	20～59歳の場合は総人口の4.9%	(380)	
高齢者施設等の従事者	厚労省：総人口の1.5%	117	⑤
60～64歳の者	住基	647	⑥
その他の者	総人口から①②③④⑤⑥⑦を除いた人数	1,961	
15歳未満の人口		484	⑦
総人口（R3.2.28現在）	住基	7,753	

4 医療体制

深浦町国民健康保険 深浦診療所の協力のもとに、1チーム：医師1名、看護師3名の体制で行う。

5 接種方法

- 集団接種会場での接種を基本とする
- 在宅要介護者等は、身体状況により移動が困難な際は巡回訪問による接種とする
- 高齢者施設入所者は、自施設への巡回による接種とする（グループホームは集団接種会場での接種を基本とするが、併設施設での巡回による接種も可能）
- 基礎疾患がある方で、かかりつけ医での接種が望ましい方は、町外のかかりつけ医での接種とする
- 高齢者施設等従事者は、自施設への巡回による接種又は集団接種会場での接種とする
- 妊産婦は、町外のかかりつけ医での接種とする

(1) 集団接種

- 接種会場** ・ 深浦町町民体育館
・ ふれあいと創造の館
・ 深浦町農村環境改善センター
※ 会場レイアウトは別途作成
- 接種医** ・ 深浦診療所医師（看護師：深浦診療所）
- 接種人数** ・ 接種医 1 人につき、おおよそ 3 時間で 100 人に接種
- 必要物品** ・ 接種に要する医療物品（別途作成）：町で準備し管理は診療所で行う
・ 接種事務に要する物品（別途作成）：町で準備及び管理
・ 会場設営に要する物品（別途作成）：町で準備及び管理
- 会場送迎** ・ バス運行を行う（交通手段のない方を対象として、主に高齢者接種期間に運行）
- 接種日調整** ・ ワクチン供給量に合わせ、町が接種医と協議の上で接種日を設定する
（診療所業務への影響を最小限にしつつ、短期間に集中的に行う）
- 接種予約** ・ 町が予約受付を行う

(2) 巡回による接種

深浦診療所医師（看護師：深浦診療所）が接種医

- 対象者及び施設** ①訪問診療を受けている在宅要介護者 11 名
②特別養護老人ホーム（はまなす荘、サンタ園、華の郷）
③特別養護老人ホーム併設のグループホーム（はまなす、トント園）
※併設施設のないグループホーム（サニーライフ、三愛園、ユリの花、いちえ）は集団接種会場で接種
④上記②③の施設従事者
※入所者接種日に同施設内で残余のワクチンを用いた接種
※従事者接種期間に、施設巡回時に同施設内で接種
同日に接種できない者は集団接種会場で接種

必要物品 ・ 医療機関又は施設で準備及び管理

接種日調整 ・ 施設が接種医と協議の上で接種日を設定する

あじがさわクリニック医師（看護師：あじがさわクリニック）が接種医

- 対象者及び施設** ①特別養護老人ホーム桃の木
②上記施設従事者
※入所者接種日に同施設内で残余のワクチンを用いた接種
※従事者接種期間に、施設巡回時に同施設内で接種
同日に接種できない者は集団接種会場で接種

必要物品 ・ 医療機関又は施設で準備及び管理
・ ワクチンは同クリニックで準備（基本型接種施設から同クリニックへ配分）

接種日調整 ・ 施設が接種医と協議の上で接種日を設定する

(3) サテライト施設での集団接種

- 対象施設 ①老人保健施設しらかみのさと
 ②グループホームしらかみのさと
- 接種医 ・老人保健施設常勤医師（看護師：同施設）
- 必要物品 ・医療機関（施設）で準備及び管理
 ・ワクチンは町で接種日時に施設へ運搬
- 接種日調整 ・施設が接種日を設定する

(4) 個別接種

- 対象者 ①基礎疾患のある者でかかりつけ医での接種が望ましい方
 ②妊産婦
- 接種医 ・かかりつけ医
- 接種予約 ・医療機関で予約受付を行う
- 必要物品 ・医療機関で準備及び管理

6 接種スケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
施設等への巡回による接種			高齢者施設入所者		高齢者施設従事者		
集団接種			高齢者		基礎疾患のある方、その他		
	※かかりつけ医での接種が望ましい方は個別接種						
接種体制整備	3/1ワクチン接種対策室設置 実施計画策定	シミュレーション実施					

7 情報提供、周知、個人通知

時期及び方法

- 広報お知らせ版に掲載（3月：2回発行、接種開始前後：1～2回）
- 町ホームページに掲載（3月中旬）
- 接種券発送時に町作成のチラシを同封

※ 医療機関及び住民の混乱を防ぐために、接種券はワクチン供給日が確定した時点で対象者に郵送する

内容

- 接種効果、副反応等のワクチンに関する情報
- 接種場所、接種順位（接種時期）、予約方法等の接種方法に関する情報
- 相談先や問合せ先等の対応に関する情報

8 協力依頼

時期及び方法

- 行政連絡員や保健協力員等の住民組織への協力依頼（3月下旬～4月中旬：会議時に説明及び協力依頼、説明書及び協力依頼送付等）
- 居宅介護支援事業所の介護支援専門員への協力依頼（4月初旬：説明書及び協力依頼送付等）

内容

- 在宅の要支援者（認知症、高齢者、障害者等）に対して、接種予約・予診票記入・接種日の声掛け等の協力依頼

9 接種予約

- 集団接種の予約は健康推進課で受付（電話又は窓口での受付）
 - ※ 受付専用ダイヤルの新設及び相談等ダイヤルの増設（3月1日～）
【受付専用ダイヤル 82-0190】【相談等ダイヤル 82-0288】
- 集団接種以外の受付は、各医療機関等で受付ける
- 2回目の接種については、1回目接種終了時点で、2回目接種予定日時を紙面で手渡す

10 ワクチン管理、搬送

- デイープフリーザーの設置場所は深浦診療所内（電源：停電時対応可能）
- ワクチン管理マニュアルを作成する
- ワクチン量等の管理は新型コロナウイルスワクチン接種対策室が行う
- ワクチンの搬送は新型コロナウイルスワクチン接種対策室職員が行う

11 会場までの送迎

- 接種会場までのバス送迎を行う
- 運行は接種時間に合わせ、複数便運行する

12 感染対策

- 接種会場及び送迎バス内での3密対策を行う
 - ・接種予約又は乗車者数を調整する
 - ・会場内及びバス内の換気を行う
 - ・会場内の席やバス内の座席は間隔をとる
- 手指消毒、マスク着用等を徹底する
- 接種予定者及び従事職員の体調不良者の事前把握に努める

13 接種体制整備に関する体制

- 健康推進課内に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置する（3月1日～）
- 集団接種会場の運営は、全庁の協力のもとに行う

深浦町 新型コロナウイルスワクチン接種対策室（健康推進課内）

〒038-2321 青森県西津軽郡深浦町大字広戸字家野上 104-1

TEL 0173-82-0288 FAX 0173-82-0693

E-mail:fukaura-health02@town.fukaura.lg.jp
